独立行政法人物質・材料研究機構公告

平成23年1月17日　独立行政法人物質・材料研究機構
理事長　潮田　資勝

独立行政法人物質・材料研究機構の役員報酬規程等の一部変更

役員報酬規程、定年制職員給与規程、キャリア形成職員給与規程の一部を平成22年11月29日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第２項、第62条及び第63条第２項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当機構ホームページ（http://www.nims.go.jp/）により公表する。

計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第250号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成23年1月17日　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成22年12月９日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0226	日東イシダ株式会社 宮城県仙台市若林区卸町五丁目３番５号	日東イシダ株式会社校正センター 宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目１番33号	質量	分銅等
0269	株式会社クボタ 大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目２番47号	株式会社クボタ　電装機器事業部校正室 大阪府八尾市神武町２番35号	質量	はかり

弁理士登録公告

平成22年12月22日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
12月22日	17290	青木恭一郎

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成22年7月２日	04671	押田　良輝	死亡抹消
平成22年12月８日	12311	高須　浩	申請抹消
平成22年12月16日	12221	梅村　勁樹	〃

弁理士数　8,713名
（平成22年12月22日現在）

平成23年1月17日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成22年12月22日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
12月22日	15385	山口　　現

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,429名
（平成22年12月22日現在）

平成23年1月17日　日本弁理士会

懲戒の処分公告

沖縄弁護士会が平成21年11月11日付けでなし、平成21年11月13日に効力を生じた対象弁護士に対する戒告の懲戒処分について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記処分を変更して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　佐竹　道憲
　登録番号　13356
　事 務 所　沖縄県那覇市久茂地２－６－１
　　コーポカミハマ３階
　　佐竹法律事務所
2　処分の内容　業務停止１月
3　処分が効力を生じた年月日
　平成22年12月22日

平成22年12月22日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成22年３月12日に告知した同会所属弁護士　田川　貴浩　会員（登録番号23203）に対する懲戒処分（業務停止２年）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年12月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を１年間停止する旨裁決し、この裁決は平成22年12月21日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

なお、当連合会は、平成22年５月21日に、上記懲戒処分について、本件裁決に至るまでその効力を停止したが、本件裁決書謄本の送達により、懲戒処分の効力が生じたため、同人の業務は、平成22年12月21日から平成23年10月10日まで停止される。

平成22年12月21日　日本弁護士連合会

裁決の公告

横浜弁護士会が平成22年６月１日に告知した同会所属弁護士　青木　勝治　会員（登録番号14642）に対する懲戒処分（業務停止６月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年12月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年12月21日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成22年12月21日　日本弁護士連合会

裁決の公告

長野県弁護士会が平成22年４月16日に告知した同会所属弁護士　上條　　剛　会員（登録番号19477）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年12月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成22年12月22日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成22年12月22日　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成22年９月６日に告知した同会所属弁護士　結城　圭一　会員（登録番号31571）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成22年12月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を却下する旨裁決し、この裁決は平成22年12月22日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成22年12月22日　日本弁護士連合会

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、平成22年12月21日に次の免許状の取上げ処分を行った。

平成23年1月17日　鹿児島県教育委員会

1　取り上げた免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
　⑴　中学校教諭一種免許状（数学）、昭51中一第0386号、昭和52年３月18日、鹿児島県教育委員会、三谷　恭美、鹿児島県
　⑵　高等学校教諭一種免許状（数学）、昭51高一第0455号、昭和52年３月18日、鹿児島県教育委員会、三谷　恭美、鹿児島県
2　取上げの事由
　教育職員免許法第11条第３項該当
3　失効年月日
　平成22年12月24日